

<p>关于近期信贷业务有关事项的通知</p>	<p>直近の貸付業務関連事項に関する通知</p>
<p>各外汇指定銀行： 根据总局指示精神，结合上海实际情况，现将现阶段外债及担保业务的有关事项通知如下：</p> <p>一、关于以个案集审方式核准有关事项</p> <p>对于近期境内机构提出的与现行规范性文件不完全一致、但符合当前外汇收支调节意图和下一步改革方向的信贷业务申请，我分局在确定相关交易具备商业合理性的前提下，将以个案集审方式核准相关交易申请。请各银行通知本行客户下述可集审的业务。纳入个案集审范围的交易申请包括：</p> <p>（一）关于外债额度</p> <p>1、中资企业申请短期外债指标时，可以不受操作规程中有关对外贸易经营权、净资产比例、过去三年盈利状况等条件的限制。</p> <p>2、外商投资股份有限公司、“投注差”为0的外商投资企业，可参照《中国人民银行关于扩大全口径跨境融资宏观审慎管理试点的通知》（银发[2016]18号），在净资产的1倍以内借用外债。</p> <p>3、对于仍然实行外债“投注差”管理的外商投资企业，当中长期外债按“发生额”计算导致该企业外债额度无法满足更多借用外债需求的，中长期外债可以改按“余额”进行计算。</p> <p>（二）关于外债结汇</p> <p>1、中资企业借用的外债可以办理结汇。</p> <p>2、金融租赁公司（银行系融资租赁公司）借用外币外债，经外汇局核准可以办理结汇。</p> <p>（三）关于内保外贷项下资金调回</p> <p>在境内机构有外债额度的前提下，允许</p>	<p>各外貨指定銀行： 総局の指示・趣旨に基づき、上海の実際状況を結合し、ここに現段階の外債及び担保業務の関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、個別案件集中審査方式による審査認可関連事項について</p> <p>直近国内機構が提出する現行の規範性文書と完全に一致しないが、現在の外貨収支の調節意図及び以後の改革方向に合致する貸付業務申請について、我々分局は関連取引が商業合理性を有することが確定されているという前提の下、個別案件集中審査方式により関連取引申請を審査認可する。各銀行は後述する集中審査可能業務を銀行顧客に通知されたい。個別案件集中審査の範囲に組み入れる取引申請には以下を含む：</p> <p>（一）外債限度額について</p> <p>1、中資企業が短期外債指標を申請する場合、オペレーション規程における対外貿易経営権・純資産が総資産に占める比率・過去三年の利益状況等の条件による制限を受けないことができる。</p> <p>2、外商投資株式会社・「投注差」が0である外商投資企業は、《中国人民銀行：全口径クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理試行の拡大に関する通知》（銀発[2016]18号）を参照して、純資産の1倍以内で外債を借り入れることができる。</p> <p>3、引き続き外債の「投注差」管理を実行している外商投資企業については、中長期外債の「発生額」に基づく計算によって導かれる当該企業の外債限度額が、更に多くの外債借入ニーズを満たすことができない場合、中長期外債は「残高」に基づく計算に変更することができる。</p> <p>（二）外債の人民元転について</p> <p>1、中資企業が借り入れる外債について、人民元転を行うことができる。</p> <p>2、金融リース会社（銀行系ファイナンスリース会社）外貨外債借入について、外管局の審査認可を経て人民元転を行うことができる。</p> <p>（三）国内保証・国外貸付項目資金の戻し入れについて</p> <p>国内機構が外債限度額を有するという前</p>

<p>境内机构以外債形式，将内保外贷项下资金调回境内，并按规定办理外債登記。</p> <p><以下省略></p> <p>上海市分局資本項目処 2016年3月8日</p>	<p>提の下、国内機構が外債形式により、国内保証・国外貸付項目の資金を国内に戻し入れ、また規定に基づき外債登記を行うことを許可する。</p> <p><以下省略></p> <p>上海市分局資本項目処 2016年3月8日</p>
--	--